

10.3.20

総務環境委員会

説明資料

市長特別秘書について

目 次

頁

- 1 令和6年2月定例会における特別職の秘書の職の指定等に関する条例に係る附帯決議への対応状況について ····· 1

令和6年10月1日

総務関係

1 令和6年2月定例会における特別職の秘書の職の指定等に関する条例に係る附帯決議への対応状況について

(1) 令和5年度

ア 市長と特別秘書の打合せにおける主な発言

(特別秘書)

- ・ 総務環境委員会の附帯決議で特別秘書条例の改廃を検討するように言われている。
- ・ その理由としては、公務・政務の区別や公平・公正な職務執行について、市長と特別秘書のみで判断を行うことに対する指摘がある。
- ・ 総務環境委員会では、特別職ではなく一般職任期付職員として任用することについての提案もあった。私としては市長のもとで秘書業務ができるのであれば一つの選択肢として考えられると思っている。

(市長)

- ・ 総務環境委員会、経済水道委員会それぞれの附帯決議の前提である、いわゆるサクラ問題があったのかどうか。いわゆるサクラ問題がないのであれば、附帯決議の指摘事項は成立しない。
- ・ 選挙活動を行うことや後援会旅行に同行することなどの政治的な行為以外の「市民のためになること」はすべて公務である。
- ・ 経済水道委員会の附帯決議も事実でないことに対する附帯決議になっている。市長の発言に対する誤った認識を正さないと、その後の話はできない。

イ 市長と市長室の打合せにおける市長の主な発言

- ・ 総務環境委員会の附帯決議への対応の前に、経済水道委員会の附帯決議について、私の発言の意図が正確に伝わっていないと思っている。観光文化交流局が総点検を行い、名古屋城市民説明会の件について検証することが先である。
- ・ 田中特別秘書は中川市会議員からメールを受け取っていたことは認めているので厳重注意をしたが、それ以外のことは記憶がないと答えており、本人も認めていない。
- ・ 総務環境委員会の質疑の中で、一般職任期付職員について発言があったことは承知している。
- ・ 秘書として田中氏は引き続き必要である。

ウ 特別秘書と市長室の打合せにおける特別秘書の主な発言

- ・ 総務環境委員会の中で一般職任期付職員という話があつたが、私個人としては、市長の下で市のために働くのであれば、任用形態に拘りはない。市長のご判断に従うつもりである。
- ・ 仮に条例廃止となると、私の代で特別秘書という制度そのものが廃止されてしまうことになり、非常に忸怩たる思いはある。
- ・ 附帯決議への対応について、市長とは十分話し合っていきたい。

(2) 令和6年度

ア 市長と特別秘書の打合せにおける主な発言

(特別秘書)

- ・ 特別秘書条例の改廃や一般職任期付職員としての任用について、改めて市長のお考えをお聞きしたい。
- ・ いわゆるサクラ問題については、サクラという意図はなかったと総務環境委員会で中川委員も言っている。また、私が中川市会議員にサクラを動員するよう依頼したという事実も、司会に特定の参加者を指名するよう依頼したという事実もない。中川市会議員からのメールに誤解を招く返答をしてしまったことについて、市長に報告しなかったことは申し訳ないと思っている。

(市長)

- ・ まず経済水道委員会の附帯決議についての対応を進めるのが先である。
- ・ いわゆるサクラを動員した事実はない。特別秘書が依頼していないことを依頼したと言われている。市長と特別秘書への名誉棄損にあたるのではないか。
- ・ 特別秘書条例は議会が承認したものである。また、現状で問題が起こっていないのに条例を変更する必要はない。公務・政務の区別についても、ずっと言っている通り市長として正しく判断しているつもりだ。
- ・ 秘書という業務の性格上、市長の指示のもと手足として働くわけで、特別秘書の成果と市長の成果は同じである。
- ・ 政策や事業の決定過程に関わる仕事であり、事細かに報告するものではないが、議会への報告はしっかりとしていく必要がある。
- ・ 議会から特別秘書条例の改廃が提案されがあれば、それは市長に対する不信感と同じである。
- ・ 特別職であることに意味がある。一般職任期付職員だと上司は市長室長になるのか。それだと設置する意味がない。
- ・ 引き続き特別秘書の職務を全うして欲しい。

イ 市長と市長室の打合せにおける市長の主な発言

(ア) 条例の改廃、特別秘書の任期満了への対応

- ・ 公務と公務外の区別はしっかりとやっている。議会への報告も答弁で約束しており、きちんと対応する。あえて条例に記載する必要はない。
- ・ 過去に議会から指摘されたことに対しては、きちんと対応してきたつもりだ。条例はそのままでも、議会軽視ではない。
- ・ 条例の改廃は考えていない。田中特別秘書は再任する。
- ・ 仮に議員提案で特別秘書条例が廃止されるようなことがあれば、議会の越権行為、職権濫用ではないのか。形式上は条例を廃止するだけでも、実質的には現在雇われている特別秘書を辞めさせることと同義だ。本当に議会にそのようなことができるのか。
- ・ 人を辞めさせるには、よほど正当な理由が必要。田中特別秘書に解雇されるだけの理由があるとは思えない。これで辞めさせたら訴えられるぞ。議会の職権濫用であり暴力的だ。

(イ) 公務と公務外の整理

- ・ 「公務しかやらせない」というのは「選挙活動はやらせない」ということだ。平成26年の本会議での答弁の時も、そういう意図で答弁している。過去に総務環境委員会でもそのように答弁した記憶がある。
- ・ 市民のためになることが公務であり、そのつもりで指示している。民間へのアプローチなど、役所がやらないことも、市政に関わることは当然公務である。
- ・ 役所が認めたことだけが公務ということではない。役所が動かないことをやってほしいから特別秘書が必要だ。

(ウ) 特別秘書の活動状況の議会への報告

- ・議会に特別秘書の活動状況の報告を行うことは、きちんと対応するが、あえて条例に明記することまでは必要ない。
- ・税金を使っている以上、市民に納得してもらう必要があり、報告は市長の責任。報告書は市長の名前で作成する。

(エ) 特別秘書の活動の成果

- ・議会は特別秘書の成果が見えないと言うが、何を理由にそう言っているのかわからない。そもそも秘書という職務の性質上、成果は市長と一体のものであり、秘書自身に成果を求めるというのは違う。特別秘書は自分にとって十分役に立っている。
- ・特別秘書は市長に任用されている身であり、特別秘書の職務に対する批判は市長に対して行われるべき。今回の名古屋城市民説明会の件は管理監督責任であり、私の責任。

(オ) 名古屋城市民説明会に係る特別秘書の行為への対応

- ・田中特別秘書が中川市議員からメールを受け取ったのに、私に報告するなど必要な対応をしなかったことは良くなかった。メールがある以上、市民から疑念を持たれる可能性はある。だからその点については既に厳重注意をしている。これ以上は処分のようなことをする理由がない。
- ・自分も今回の件に気づけなかったのは良くなかった。河村さんの注意が不足していたということだ。市長自身の危機管理、監督不足だと言つてくれれば良い。文句は市長に対して言ってほしい。

(力) 一般職任期付職員の任用

- ・3月の総務環境委員会の質疑の中で、一般職任期付職員について発言があったことは承知しているが、特別秘書を特別職から一般職任期付職員に変更することについては考えていない。
- ・特別秘書は、これまでに本市で任用してきた一般職任期付職員のように、特定の施策事業を担う職とは違う。秘書という職の性質上、市長との信頼関係が非常に重要。だから法律上、特別職として秘書を設置することが認められている。
- ・一般職任期付職員は公募で選考することは承知しているが、市の職員が公募で選考した者が、自分が秘書として信頼して仕事を任せられる人物になるとは限らない。
- ・一般職任期付職員は、既存の役所の組織に属してしまう。一般職の職員の場合、特に民間へのアプローチなど、私の指示に対して十分な対応がされないことが多い。

ウ 特別秘書と市長室の打合せにおける特別秘書の主な発言

- ・条例の改廃や私の処遇については市長自身に判断していただくしかなく、私自身は、自分で自分の処遇をどうこうしたいと言える立場ではないと思っている。市長が再任とのご判断をされたので、私としてはそれに従う。
- ・議会への活動状況の報告については、どのような形で行うか、今後、市長とも相談しながら具体的な内容を検討していく。